

隣接9市との「災害時における行政界周辺道路の啓開に関する覚書」を締結しました

千葉市では、災害時の道路損傷等に共同して対応するため、隣接9市と「災害時における行政界周辺道路の啓開に関する覚書」を締結しましたので、お知らせします。

1 趣旨

これまで、地震及び台風等の災害により行政界周辺道路が閉塞や損傷した場合の道路啓開及び復旧に関する隣接市との役割分担などが明確化されていなかったことから、迅速な災害対応を図るために、道路啓開及び復旧の規定を定めることについて、隣接市の賛同を得て、覚書を締結するもの。

2 覚書締結先

茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、市原市、八千代市、四街道市、八街市及び大網白里市（千葉市に隣接する9市）

3 覚書内容

（道路啓開）

- ・道路啓開※は、管理協定が締結されている場合を除き、規格が上位の道路を管理する市が行う。規格が同じ場合は、閉塞の原因を要した市が行う。

※地震等の災害により閉塞された道路を切り啓くこと

- ・道路啓開費用は、原則として倒木やガレキ等の除去に要した費用を各市で負担することとし、面積で按分することを基本とする。

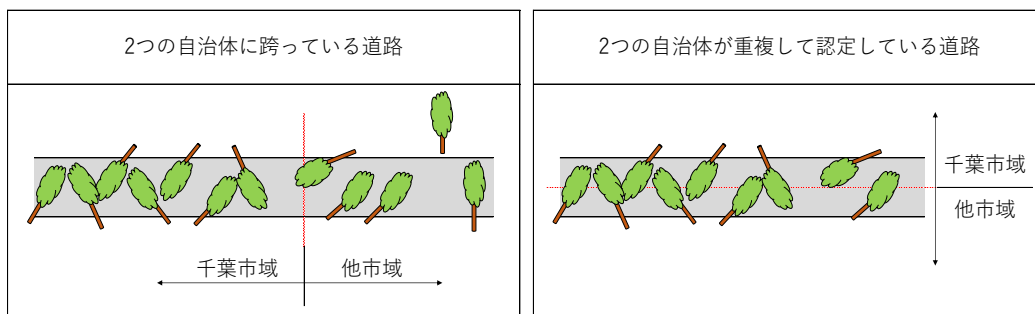
（復旧作業）

- ・道路啓開作業完了後の道路施設の復旧は、各市で実施することとするが、一体施工を要する舗装復旧については、原則として、道路啓開した市が行う。
- ・舗装復旧に要した費用は、各市が復旧面積に応じて費用負担する。

（破損した電力及び通信施設の取り扱い）

- ・道路啓開作業にあたり、地震等による電力及び通信施設の破損があった場合は、施設が存在する市が施設管理者と調整を行う。

《対象となる道路》どちらのケースも、原則、規格が上位の道路を管理する市が一括して作業を行う



4 覚書締結日

令和4年3月31日（木）

5 添付資料

災害時における行政界周辺道路の啓開に関する覚書

6 その他

各市の道路管理者間で定めたものであり、当該道路管理者以外が管理する道路については、この覚書の適用外である。

災害時における行政界周辺道路の啓開に関する覚書

千葉市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、市原市、八千代市、四街道市、八街市、大網白里市（以下「隣接10市」という。）は、災害時における行政界周辺道路の啓開について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害時における行政界周辺道路の啓開について必要な事項を定めるものとする。

（道路啓開）

第2条 道路啓開とは、地震等によって被災した負傷者を搬送し、被災者に緊急物資を届ける緊急通行車両が移動できる経路を切り啓くことをいう。

（覚書の対象となる道路）

第3条 本覚書の対象となる道路は、行政界周辺で道路区域が各市の道路管理者に分かれている道路のことをいう。

（道路啓開を行う道路管理者）

第4条 道路啓開は、既に道路管理者間で管理協定が締結されている場合を除き、上位道路規格の管理者が行う。また、道路が同規格の場合は、道路閉塞の原因を要した市の道路管理者が行うこととし、道路閉塞の原因も同程度の場合は、道路管理者間で協議して道路啓開作業者を決定する。

（道路区域への倒木や堆積したガレキ等の取り扱い）

第5条 道路啓開作業時に民有地からの倒木やガレキ等の有価物の堆積を確認した道路管理者は、発生元の市道路管理者に通報し、その対応について所有者、各市道路管理者で現地確認をした上で対応方法を決定する。

（破損した電力及び通信施設の取り扱い）

第6条 道路啓開作業にあたり、地震等による電力及び通信施設の破損があった場合は、施設が存在する市の道路管理者が施設管理者と調整を行う。

(道路啓開における費用負担)

第7条 他市の道路区域における道路啓開費用は、原則としてその区域で要した費用をそれぞれ負担することとし、面積で按分することを基本とするが、これにより難しい場合は、道路管理者間で協議して決定する。

(復旧作業)

第8条 道路啓開作業完了後の道路施設の復旧においては、それぞれの区域の道路管理者で実施することとするが、一体施工を要する舗装復旧については原則として、道路啓開した市の道路管理者が行う。

(舗装復旧作業における費用負担)

第9条 他市の道路区域における舗装復旧費用は、面積で按分するものとする。

(負担金の請求)

第10条 道路啓開及び舗装復旧作業を実施した道路管理者から負担金の請求を受けた他市道路管理者は、速やかに予算措置し支出するものとする。

(その他隣接10市協力事項)

第11条 道路啓開作業にあたり、行政界で一部他市区域での被災を発見した場合は、他市道路管理者に通報し、現地確認の上で、主に被災を受けた道路管理者が道路啓開を行うこととし、関係する地権者の対応については、各市の道路管理者が行う。

(有効期間)

第12条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和5年3月31日までとするが、期間満了の1月前までにいずれの市からも覚書改定意思表示がない時は、さらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(疑義)

第13条 この覚書に定めのない事項または、疑義が生じた場合については、隣接10市または、隣接市間の協議により決定する。

隣接10市確認の証として、本書10通を作成し、それぞれ1通保有する